

不法投棄 野外焼却

犯罪
です!!



罰則

不法投棄、野外焼却は廃棄物処理法により罰則が規定されています。(未遂行為も罰せられます。)

- 5年以下の懲役 若しくは1,000万円以下の罰則 又はこの併科
- 法人の場合は、3億円以下の罰金

不法投棄とは？

- みだりに(正当な理由なく)廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。
- 自分の土地に穴を掘って埋めることも不法投棄に当たります。

野外焼却の禁止

- 自ら廃棄物の焼却を行う場合でも、処理基準に従わなければなりません。
- 処理基準に従わない野外焼却(いわゆる野焼き)は禁止されています。



新潟県環境局 資源循環推進課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL025-280-5517 E-mail ngt030330@pref.niigata.lg.jp



0120-381-790

(新潟県庁不法投棄ホットライン)

廃棄物を焼却する場合は、 処理基準に従わなければなりません。

処理基準

- 廃棄物が飛散・流出しないようにすること
- 悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- 焼却施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること

廃棄物を焼却する場合に従わなければならない方法



空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気が接することのない構造であること

燃焼室内において焼却物が燃焼しているときに、廃棄物を追加で投入する場合は、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室へ投入できること

燃焼室の燃焼ガス温度を測定する装置が設けられていること(温度計)

燃焼室で発生するガスが800℃以上の温度となるよう廃棄物を焼却できる燃焼室であること

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること

煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること

燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられていること(二次燃焼バーナー)

燃焼に必要な量の空気の通風が行われること(空気供給装置)

本図は焼却炉の基本的な構造基準等を例示したもの

(法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ及び平成23年4月1日環境省告示「環境大臣が定める焼却の方法」)

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却

災害予防、応急対策又は復旧のための必要な焼却

風俗慣習上又は宗教上の行事のための焼却

さいのかみ(どんど焼き)等の行事における門松やしめ縄などの焼却

農林漁業のためのやむを得ない焼却

害虫駆除、漁網に付着した海産物の焼却等

日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

たき火、キャンプファイヤー等

※なお、生活環境保全上の観点から行政指導・行政処分を行う場合があります。

通報先